

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-2-13

目黒さつきビル3階

TEL 03-6303-9134 FAX 5487-7844

Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 木下 和樹 浩

編集人 高山 浩

2018年

9月1日

第403号



# JR東海労

http://www.geocities.jp/jrroukairou/

## 年休裁判で明らかにされる会社の不合理性 労基法にも協約にも違反している点はこれだ!

年休失効や時季変更権の濫用は労働基準法に違反するとして組合員が提訴した年休裁判は、4回の口頭弁論まで行われました。被告(会社)は3月20日付けで提出した準備書面(1)の中で、反論ならざる反論を展開しています。会社の主張がいかに不合理であるのかを、本紙にて明らかにしていきます。

### 労働基準法では 年休付与は義務

労働基準法は、「使用者は：労働者に対して：有給休暇を与えなければならぬ(39条1項)」。また、「使用者は：有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならぬ(同5項)」と定められています。年休は、労働者の権利であって、使用者によって恩恵的に与えられるものではありません。使用者は、労働者から年休の申し込み(時季指定)がなされれば、その年休の付与が「事業の正常な運営を妨げる(同5項)」という事情が存しない限り、年休を希望どおり付与しなければなりません。同法39条の趣旨は、使用者には原則として労働者が指定した時季に休暇が取得できるように、状況に応じて配慮することが要請されます。従って、被告が代替要員の確保努力や勤務割変更など使用者として尽くすべき通常の配慮を行うことは当然です。また、恒常的な要



第1回口頭弁論・第2次提訴報告集会より

員不足により常時代替要員の確保が困難であるような場合には、たとえ列車の運行等に支障が生じかねない事由があったとしても、同5項ただし書きの「事業の正常な運営

### 年休申込がなかったことにされる!?

を妨げる場合」に当たらないと解釈されなければなりません(「西日本ジェイアールバス年休権侵害損害賠償請求事件」名古屋高裁金沢支部判決、平成10年3月16日)。

【2面に続く】

社員は「年次有給休暇申込簿」に必要事項を記入して年休を申し込みます。申込簿は左から、「申込月日」「職名」「氏名・印」「時季指定日」「事由」「備考」の順序です。明らかに「時季指定日」欄が存在します。

社員が申し込んだ年休(時季指定日)が、特休または公休にされる場合があります。会社は、「年次有給休暇申込簿」の「時季指定日」欄に記入した日、勤務指定表において就労義務のない日とされた場合には、それらの日に対する年休の届け出はなかったものと取り扱います。そして、「当該日に就労義務が発生することを条件とした仮の届け出である」としています。

「仮の届け出」というな



JR西日本で、時速300kmでトンネルを通過する新幹線の上下線の間の溝に座らせ、風圧を体感するという「体感研修」が行われた。もし、落下した部品が社員を直撃したり、上下列車のすれ違いで風圧と気流により体が飛ばされたりしたら命の保証は無い。これは研修ではなく、「人体実験」である。参加者からは「恐怖だった、二度と参加したくない」などの意見が出された。信楽高原鉄道・福知山線事故で多くの犠牲者を出した上、このような人体実験をやることは、経営陣が人命を何とも思わない証左である。これに異議を唱えたのはJR西労(JR総連)で、この間、再三四に渡り中止を求めていた。最大労組のJR西労組(JR連合)は、全く会社の意のままである。組合員が命の危険にさらされているにもかかわらず、労働条件改善のためだけにあってはならない。会社施策によっては、このような命の危険が脅かされることもある。御用組合にいれば何とかならぬかと、どこにも所属しなければいいんだ、などの考えは、この際捨て去るべきである。労働組合のチェック機能は、このように時にこそ発揮できるかどうかである。



# 年休抑制の理由と するなら大間違い!

会社は、「会社の置かれている経営環境」として、①東海道新幹線は日本の大動脈であり、我が国の経済や文化の中心地を結ぶ高速輸送機関に対する社会的要請に配慮、②新幹線の車掌は約

# 必要な要員は 配置しているのか!

会社は、「乗務員を配置するにあたっては、年度内に乗務員が平均20日は年休を取得できるような、各運輸所に適正な数の乗務員を配置している」であり、慢性的に要員が不足していたような事実はない」と主張しています。しかし、多くの社

# 5日前の年休・行路 確定は協約違反!

新幹線乗務員の年休確定は5日前です。また、予備勤務者の年休と行路確定も5日前です。在来線乗務員と他社の新幹線乗務員は、前月25日の勤務発表で年休も行路も確定されています。会社は、25日の勤務発表で年休や行路を確定できない理由として、「需要が急激に高まること

務の計画を立てるのには十分な時間が確保されています。従って、会社の主張には整合性はありません。

基本協約第36条には「組合員の勤務は、毎月25日までに翌月分を会社

# 審問の証人が確定 診断書都労委第7回調査

診断書都労委第7回調査が8月30日、開催されました。

JR東海労は3月20日付けで、組合側から東京車両所分会・松井輝道さん、加藤光典・中央執行副委員長(当時業務部長)、東京第一運輸所分会・剣持善昭さん(新幹線地本業務部長)、会社側の根岸巧・東京交番検査車両所企画科長、津田憲昭・同助役(当時)、永松大吾・同助役(当時)、中島健一・同助役(当時)、室健二郎・本社人事部勤務課担当課長(当時)、辻多可志・新幹線鉄道事業本部管理部門課課長代理(当時)を証人申請しました。

会社は、辻多可志、室健二郎の両氏、松本友仁・本社人事部勤務課担当課長を証人申請し、組合が申請した現場管理者の証人については「必要はない」との意見書を都労委に提出していました。

が指定する」と謳われています。予備勤務者の勤務表が特休・公休以外の日は空白で発表されるということは、明らかに基本協約(就業規則)違反です。

7名の原告は、以上の

今調査で、東京交番検査車両所の管理者4名を除く申請者6名の証人が確定しました。労働委員会側より、基本協約の団体交渉の議事

不合理な点について、会社に釈明を求めています。会社は、原告第1準備書面に対して「必要に応じて反論、求釈明に応じる」と表明しました。今後の動向が注目されます。

録があれば提出するように要請がありました。録音の有無を会社に訪ねたところ、会社は「即答できない」と回答し、議事録ではなく陳述書で詳細に記載するとなりました。

第1回証人審問は、11月28日に組合員3名が、第2回証人審問は12月13日に会社側3名が証言に立ちます。

# 由美さん、大変お疲れ様でした 慰労会盛大に開催される!

新幹線関西地本は8月25日、前本部特別執行委員で書記の小林由美さんの慰労会を大阪コロナホテルで開催しました。慰労会には、組合員・家族、OBなど約90名が参加しました。また、歴代の書記さん、娘さん、お孫さん



も参加しました。小林さんは、JR東海労結成時から書記として財政の仕事は勿論、中国平和研修の企画を中心に担い、JR東海労運動を献身的にリードしていただきました。歴代の書記さんからは

「小林さんは『おりづるの会』を中心となってくてきた。中国研修は毎回参加してきた。フルマラソンを完走するなど、憧れの女性だ」と挨拶がされました。

# 夏のアウトドアライフ満喫! 静岡地本がキャンプ開催



静岡地本は8月22、23日、富士五湖でサマーキャンプを開催しました。名古屋地本や新幹線関

西地本の仲間も駆けつけました。日本酒・ワイン、松茸などの差し入れがあり、豪華なつまみと美味しいお酒で、アウトドアライフを満喫しました。